

公立大学法人大分県立看護科学大学教員の任期に関する規程

平成27年12月16日
規程第 110号

(目的)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第2項の規定により、公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「法人」という。）における教員の任期について必要な事項を定める。

(任期を定める組織等)

第2条 任期を定めて任用する教員の教育研究組織等は、別表に定めるとおりとする。

(採用又は更新される者の同意)

第3条 任期を定めて任用する又は更新する場合は、「同意書（様式第1号）」により、当該採用又は更新される者の同意を得なければならない。

(育児休業等を取得した場合の特例としての任期)

第4条 理事長は、この規程により任用された教員が当該任期中に次の各号に掲げる休業等（以下「育児休業等」という。）を取得した場合において、当該教員が「育児休業等取得に伴う任期の特例適用の申出書（様式第2号）」により申し出たときは、別表の任期の年数にかかわらず、任期満了後に、特例としての任期を付することができる。

(1) 育児休業（大分県立看護科学大学職員の育児休業等に関する規程（平成18年規程第33号）第2条の規定に基づく育児休業をいう。）

(2) 介護休業（大分県立看護科学大学職員の介護休業等に関する規程（平成18年規程第34号）第2条の規定に基づく介護休業をいう。）

2 特例としての任期は、当該教員が取得する育児休業等の期間を限度とする。

(規程の公表)

第5条 この規程を制定又は改廃したときは、法人のホームページ等により公表し、広く周知を図るものとする。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

教育研究組織	対象の職種	任 期	再任に関する事項	再任基準
全研究室	助手	3年以内	再任可。ただし、 2期5年を限度と する。	次の基準をすべて 満たすこと 1)直近一年の教員 評価の総合評価 がA又はBであ ること 2)学部長の推薦が あること

様式第1号（第3条関係）

同意書

年 月 日

公立大学法人大分県立看護科学大学理事長 殿

氏名

私は、公立大学法人大分県立看護科学大学助手に就任するに際し、公立大学法人大分県立看護科学大学教員の任期に関する規程第2条の規定により、下記の任期により採用又は更新されるものであることに同意いたします。

記

年 月 日から 年 月 日まで

様式第2号(第4条関係)

育児休業等取得に伴う任期の特例適用の申出書

年 月 日

大分県立看護科学大学理事長 殿

所属・職
氏名

公立大学法人大分県立看護科学大学教員の任期に関する規程第4条の規定に基づき、
下記のとおり申し出ます。

記

1 現在の任期	年 月 日～ 年 月 日
2 育児休業等の期間	①育児休業の取得(予定)期間 年 月 日～ 年 月 日
	②介護休業の取得(予定)期間 年 月 日～ 年 月 日
3 特例として付される任期の希望期間	年 か月